

第4章 分野別計画

<まちづくりの基本目標 5>

活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち

<目標達成の姿 「こんなまちになったらいいな…」>

- 生産者は、田んぼや畑で額に汗し、消費者の喜ぶ顔を思い浮かべながら、安全でおいしいものを丹精込めてつくっています。
- 明るく、元気な商店街にはたくさん的人が行き交い、活気にあふれていて、独自の発想やユニークな発想でがんばる商店主がいます。
- 他ではない、鳥栖ならではの新たな分野での産業の集積がまちに活気を与え、豊かな暮らしを支えています。
- 女性や高齢者も、それぞれの能力を発揮しながら、生き生きと働いています。
- 訪れた人が、鳥栖の豊かな自然や歴史、伝統、文化との出会いに感動し、市民の温かい「おもてなし」に心を癒され、「また鳥栖に来たい」と思っています。

<現状と課題>

- 高齢化の進展や就業構造の変化、消費者の価値観の多様化により、農業の担い手の確保や生産基盤の維持向上、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給が求められています。こうした中、農林業の持続力・競争力を強化するため、その付加価値を高めていくことが重要になっています。
- 市制施行以来、一貫した企業誘致施策の展開により、多くの企業が市内で操業しており、我々市民の暮らしを支える地域産業の基盤となっています。しかし、今日の企業を取り巻く環境は、産業構造の変化や情報化の進展、規制緩和などにより大きく変化しています。今後も、企業活動が円滑かつ持続的に行えるよう、企業へのフォローアップが必要です。
- 中心商店街においては、ライフスタイルの変化等により、かつてのにぎわいが失われています。商店街は、単なる商品の売り買いだけではなく、消費者と商店主との会話を通した地域における貴重なコミュニケーションの場でもあります。このため、消費者が、地域で安心して商品を購入できる、活気ある商店街とする取組が必要です。
- 大規模集客施設等の観光資源の集客数は伸びても、市内観光地への周遊、中心市街地への誘導が上手く機能していないのが現状です。観光資源間だけでなく中心市街地とも結び付けた域内回遊性を持たせることで、商業活性化へと繋げ、多様な観光資源を持つ近隣自治体との連携を図りながら、交流人口の拡大を図っていく必要があります。
- 女性や高齢者、障害のある人など、働きたいと思う人に対する、多様な雇用機会の創出が求められています。また、就職・進学を機にした若者の人口流出が進んでいるため、地域産業の活性化による就労機会を拡大させ、雇用の安定を図るなど、安心して快適に働く環境づくりを進めていく必要があります。

<まちづくりの基本目標 5>

活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち

- 
- 取組① 農林業の振興を図ります
 - 取組② 商工業の振興を図ります
 - 取組③ 商店街の魅力を向上させます
 - 取組④ 観光の振興を図ります
 - 取組⑤ 働きやすい環境をつくります
 - 取組⑥ 魅力ある新たな産業の集積を目指します

第4章 分野別計画

<基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 1 農林業の振興を図ります>

【取組担当課】

農林課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

担い手育成や生産活動を支える基盤の整備が進み、豊かな自然環境を活かした、新鮮・安全・安心な農林畜産物がつくられています。

【取組の方針】

鳥栖市は、温暖な気候、豊富な水資源、肥沃な土地など豊かな環境が背景にあるものの、近年は農林作物の価格低迷や従事者の高齢化・後継者不足などにより、農林業を取り巻く経営環境は厳しい状況となっています。

しかし、そうした中に園芸作物の6次産業化⁵⁰への取組、農商工連携による農産物の加工・販売、また地域ブランド作物の生産への取組など、新しい経営感覚を持った経営者も増えてきました。

一方で、消費者は食の安全性を巡る様々な問題から、単に安価なものを追い求めるだけではなく、地産地消⁵¹の考え方や、農作業を学び農産物の収穫等に勤しめる農業体験農園など、都市と農村の共生に注目しています。

このため、農林業を取り巻く環境変化を的確につかみ、新しい感覚で経営する担い手の支援を行いながら、持続的・安定的な農林業の振興を目指します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・地元の農林畜産物を購入し、愛着を持って消費しています。
- ・生産者との交流や農地等の資源を保全するための取組に参加しています。

事業者の役割

- ・新鮮、安全、安心な農畜産物を安定的に供給しています。

行政の役割

- ・担い手や後継者への支援及び集落営農組織⁵²等の法人化を推進します。
- ・地産地消の取組を進めます。
- ・ブランド作物の振興に取り組みます。
- ・農林業が持つ多面的機能を市民へ啓発します。

50 6次産業化：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと

51 地産地消：地域生産地域消費の略語。その地域で生産された農産物をその地域で消費すること

52 集落営農組織：集落単位により共同で機械を購入したり、農作業を行ったりする組織

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
農地の流動化及び担い手政策を進めます	生産物を安定的に供給するため、営農環境を改善するとともに、農林業用施設の整備や機械の導入、認定農業者 ⁵³ 等担い手への農地の集積、集落営農組織等の法人化を推進します。
環境に配慮した資源循環型農林業を進めます	環境に配慮した資源循環型農林業を推進するため、エコファーマー ⁵⁴ の育成、有機栽培、低農薬栽培等を推進します。
地産地消の取組を進めます	新鮮で安全・安心な地場産の農産物の生産及び販売による消費拡大と、生産者と協力し、農業体験や学校給食等を通じ、地産地消を推進します。
農作物のブランド化を図ります	基幹作物である米・麦・大豆に加え、野菜等の産地づくりを進めるとともに、農作物の高品質化等の付加価値により、ブランド化を図ります。
森林活用の取組を進めます	生態系観察、植林、下草刈、枝打ち等、自然に親しみながら体験を通して、山林が持つ多様な公益的機能を維持・向上するための森林保全の取組を進めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
認定農業者数	70 経営体	70 経営体
農業生産法人数	6 経営体	15 経営体
農地集積率 ⁵⁵	54%	70%

53 認定農業者：農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく農業経営改善計画を市町村に提出し、認定を受けた農業者のこと

54 エコファーマー：土づくり、減化学肥料、減化学農薬の3つの技術に一体的に取り組む農業者の総称

55 農地集積率：認定農業者と4ha以上の農地耕作者の農地の合計面積に対する調整区域内の農地面積の割合

第4章 分野別計画

<基本目標 5 活力とぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 2 商工業の振興を図ります>

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市内で活動する商工業者が、健全かつ活発に企業活動を行っています。

【取組の方針】

鳥栖市は、九州の陸上交通の要衝にあり、産業団地を造成し、企業誘致を行ったことにより、内陸工業都市、物流拠点都市として多くの企業が立地しています。しかしながら、立地当時に比べると、道路事情や社会環境の変化などから、企業にとっては様々な問題が生じています。そのため、企業活動が持続的かつ円滑に行えるようワンストップ体制を強化し、企業へのフォローアップを行っていきます。

また、国や県の融資制度の周知、鳥栖市の小口資金融資制度⁵⁶により、中小企業の経営安定化を図るとともに、新たに市内で起業される方々に対する創業支援補助制度⁵⁷により、起業しやすい環境づくりに努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・地場企業が生み出す製品、サービスに愛着と誇りを持っています。
- ・日頃から地元の商店・商品を大切に思いながら、市内で日常の買い物をします。

事業者の役割

- ・経営基盤の安定化と強化を図り、地域経済と共生します。
- ・市民ニーズに応じた商品やサービスを提供します。

行政の役割

- ・企業の円滑かつ持続的な活動を支援するため、立地に係るワンストップ体制を強化し、企業のフォローアップを行います。
- ・国や県の制度と融資資金の有効活用や市預託金、小口資金融資制度、創業支援補助制度の積極的な周知・活用に努めます。

【関連する個別計画】

産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（鳥栖基山地域）

56 小口資金融資制度：金融機関から直接事業資金の借入れが困難な中小企業のために、市と金融機関が一定の資金を出し合い融資する制度

57 創業支援補助制度：佐賀県の創業支援貸付「独立・創業資金」の融資を受けられた方に当該融資に係る信用保証料の一部を補助する制度

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
経営基盤の強化等への支援を行います	地場企業の経営基盤の強化、経営の安定を図るため、金融機関等との連携による融資制度を充実させるとともに、経営革新や人材の育成に対する必要な支援を行います。
企業のフォローアップを行います	立地に係るワンストップ体制の強化や企業との交流会、訪問を通じて、企業活動を側面から支援します。
創業に関する支援を行います	市内で起業しやすい環境をつくるため、創業支援相談窓口の設置やセミナーの開催等により、「しごとづくり」や「地場産業の育成」に取り組みます。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
中小企業者への小口融資件数	71 件	100 件
鳥栖ビズ ⁵⁸ 相談件数	一	100 件
企業へのフォローアップ率	一	100%
進出協定件数	190 社	200 社以上

58 鳥栖ビズ：鳥栖市産業支援相談室の愛称。一般社団法人佐賀県中小企業診断協会と連携して、創業しやすい環境づくりを進め、新たな就業機会の創出を図るため、平成 27 年 9 月 1 日からサンメッセ鳥栖 1F に開設

第4章 分野別計画

<基本目標 5 活力とぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 3 商店街の魅力を向上させます>

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

商店街は、市民の日常生活やまちづくりを支えながら、活気とぎわいにあふれています。

【取組の方針】

かつての商店街は、お客様が商店主との会話を通して、温かく活気あふれる雰囲気のなかで、安心して日常の買い物をすることができる、身近で、最もにぎわいのある「人ととのつながり」の場でした。

しかし、ライフスタイルの多様化などによる、郊外や市外の大型店を利用する消費者の増加、駐車場や後継者不足の問題等により、これまで地域の商業を支えてきた商店街のにぎわいが失われつつあります。

このため、商店街の商業機能を維持・充実させることが課題となるなど、元気で便利な商店街とするための取組が必要です。

今後は、大型店との共存共栄を図りながら、消費者の多様なニーズに対応できる商品・サービスの提供、また、鳥栖駅周辺整備事業の進捗を踏まえ、にぎわいをもたらす拠点づくりなど、事業主の主体性を尊重した商店街の魅力を向上する取組を進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・日頃から地元の商店・商品を大切に思いながら、市内で日常の買い物をしています。

事業者の役割

- ・市民ニーズに応じた商品やサービスを提供しています。

行政の役割

- ・中心市街地の活性化のために地元商店街、商工業団体と行政での協議の場をつくり、その方向性を決定します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
中心商店街の活性化を図ります	中心商店街の活性化について、地元商店街、商工業団体と行政で十分な話し合いを行い、その方向性等を決定していきます。
魅力ある商店街づくりを進めます	商店街の活性化とにぎわいづくりを行うため、事業主自身が主体的に取り組む活動に掛かる経費に対する補助など、商店街の実情に応じた支援を行うことで、魅力ある商店街づくりを進めます。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
中心商店街の空店舗比率	13.1%	5%

第4章 分野別計画

<基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 4 観光の振興を図ります>

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

鳥栖市を訪れた人が、歴史、文化、人情に触れ、「来てよかったです」「また来たい」と感じています。

【取組の方針】

鳥栖市には、九千部山をはじめとする九州自然歩道、市民の森、御手洗の滝などの自然環境や勝尾城筑紫氏遺跡、長崎街道などの歴史的文化財や、鳥栖山笠、まつり鳥栖といったイベント、産業観光や農村での体験・交流を楽しむグリーン・ツーリズム⁵⁹などの観光資源が豊富に存在しています。

また、鳥栖プレミアム・アウトレット⁶⁰ やサガン鳥栖のホームゲームには県内外から多くの人が訪れており、新鳥栖駅が開業してからは広域からの来訪者も増えつつあります。

しかし、各観光資源の集客数は伸びても、市内観光地への周遊、中心市街地への誘導が上手く機能していないのが現状です。観光資源間だけでなく中心市街地とも結び付けた域内の回遊性を持たせることで、商業活性化へとつなげ、多様な観光資源をもつ近隣自治体との連携も図りながら、交流人口の拡大を図ります。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・鳥栖市を訪れる人に「おもてなし」の心を持って迎えています。
- ・観光の担い手として、市民ガイド等に率先して参加しています。

事業者の役割

- ・観光に対する意識を高め、質の高いサービスを提供します。

行政の役割

- ・市内に点在する観光スポットを結ぶ観光ルートを作成します。
- ・鳥栖市を紹介する観光パンフレット等を作成し、観光情報を広く発信します。

⁵⁹ グリーン・ツーリズム：都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しんだりする余暇活動
⁶⁰ 鳥栖プレミアム・アウトレット：弥生が丘地区に平成16年3月に開業した九州最大級のアウトレットモール

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
情報発信の充実を図ります	多様化する観光ニーズに対応した観光客誘致を促進するため、積極的に観光情報発信を行います。
観光基盤整備を行います	更なる魅力発信と集客力向上を図るため、必要な観光資源の整備と運営管理を効果的かつ計画的に行います。 また、福岡市、久留米市、小郡市、基山町等近隣都市との観光連携を図ります。
観光イベントの充実を図ります	市民・地域・企業等の関係団体と連携・協力し、市内各地域で開催される「まつり」などのイベントにより、にぎわいと活力の創出を図ります。 市内に点在する観光スポットを結ぶ観光ルートを作成します。
「まちなか」を核とした観光・集客の取組を進めます	市内に点在する観光スポットを見てまわる「まち歩き」や滞在を楽しむことができるプログラムを充実させることで、新しい観光の核としての魅力向上を図ります。
観光客の受入体制づくりを行います	鳥栖市を訪れる人が心地よく滞在を楽しみ、リピーターとして再び訪れてもらえるよう、心のこもった、温かい観光客の受入体制づくりを行います。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
観光施設・イベント等の集客数	1,187,911人	6,800,000人*

*平成27年度から観光地点に鳥栖プレミアム・アウトレット来場分を含めることとなつたため、目標値が大きくなっている。

第4章 分野別計画

<基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 5 働きやすい環境をつくります>

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

求職者の雇用が確保され、市民がそれぞれの能力を発揮しながら生き生きと働いています。

【取組の方針】

総務省によると、平成27年3月の完全失業率は3.4%で、前年比マイナス0.2ポイントとなっています。また、求人倍率については平成27年3月現在、全国1.15、佐賀県0.88、ハローワーク鳥栖では1.15となっていますが、求職者と事業者との間で求める職種が異なる等の雇用のミスマッチが散見されています。

産業構造が大きく変化する中、労働者の就業意識も組織や従来の方法に縛られない自由度の高い就業形態を志向するなど多様化してきています。

とりわけ、少子化が進む中、女性や高齢者、障害のある人の社会進出が進んでいく過程で、多様な雇用機会が求められており、就職・進学を機に若者の人口流出が進んでいます。

このため、地域産業の活性化による就労機会を拡大させ、関係団体との連携の下、雇用の安定を図るなど、安心して快適に働く環境づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・仕事への関心、働く意欲を持ち、自ら就職に必要な能力の向上に取り組んでいます。

事業者の役割

- ・求人情報を的確に提供し、就業の場を確保します。

行政の役割

- ・工業団地の整備や事務職系の企業誘致を推進するとともに、多様な働き方による市民の雇用創出を図ります。
- ・国や県の機関と連携し、就業支援や職業訓練制度の情報を提供します。
- ・安心して働く労働環境整備のため、勤労者の融資制度等の充実に努めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多様な就業機会の確保に努めます	新規学卒者をはじめとする若年層やU・Jターン希望者の市内就職を促進するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図ります。 また、短時間就労を希望する女性求職者や定年退職後の求職者に対して、就業相談を通じ就職を促進します。
企業立地の取組を進めます	企業立地奨励制度 ⁶¹ に基づく財政的な支援等を行い、多様な就業の場を確保します。
勤労者福祉の充実を図ります	勤労者の生活資金の融資制度等の充実を図り、安心して働く労働環境づくりに努めます。

【取組の達成目標】

項目	現状（H26年度）	目標（H32年度）
立地企業の新規雇用者数	—	1,015人増
勤労者福利厚生資金及び労働金庫融資実績	2,385,932千円 385件	3,600,000千円 500件

61 企業立地奨励制度：誘致企業等への優遇措置として設けた奨励金制度

第4章 分野別計画

<基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 6 魅力ある新たな産業の集積を目指します>

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

新産業分野や、新たな付加価値産業の集積により、研究者が集まり、関連産業も集積されるなど、活力あるまちになっています。

【取組の方針】

消費者ニーズの多様化や高度情報化の進展とともに、市場開放や規制緩和などによる国際的な競争時代を迎え、鳥栖市の経済活力を高めるためには、新たな成長分野産業を創造することが求められています。

鳥栖市では、平成26年4月に企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（鳥栖基山地域）を変更し、自動車関連産業、半導体関連産業、医療・医薬品等健康関連産業、新エネルギー関連等先端産業、食品関連産業、物流通関連産業、ＩＣＴ関連産業の7業種の集積を図ることとしています。

また、最先端研究機関である産業技術総合研究所九州センター⁶² や佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター⁶³ と連携し、上記産業の集積、事業の高度化を目指すとともに、地域産業との連携も図ります。さらには、新産業集積の受け皿として、新たな産業団地の開発を行います。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割

- ・日頃から様々な産業に興味、関心を持ち、事業活動を理解し、協力します。

事業者の役割

- ・技術を高度化し、人材を育成します。

行政の役割

- ・新たな産業団地を整備し、新産業の集積を図ります。
- ・付加価値の高い製品の開発や事業展開を促進するため、企業と研究機関、大学等との連携を図ります。

【関連する個別計画】

産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（鳥栖基山地域）

62 産業技術総合研究所九州センター：九州地域における工業技術系の唯一の独立行政法人として、地域の研究開発を先導するとともに、炭素やセラミックなどをベースにした先進複合材料分野の中核的研究機関

63 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター：シンクロトロン光の産業利用を目指した応用研究を中心とし、その成果を新しい産業の創造や地域産業の高度化に活かすことを目的に佐賀県が設置し、地方自治体では初めての研究施設

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
新産業の集積を図ります	新たな産業団地を開発し、新分野・新産業の集積を図ります。
付加価値の高い産業の創出を図ります	高度で専門的知識や技術を有する産業技術総合研究所九州センター、九州シンクロトロン光研究センターなどとの連携を強化するとともに、技術の高度化や研究開発を加速化し、付加価値の高い産業創出を図ります。

【取組の達成目標】

項 目	現状（H26 年度）	目標（H32 年度）
製造品出荷額等 ⁶⁴	3,381 億円	3,930 億円

64 製造品出荷額等：1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額